



平成30年度 事業承継税制の特例の創造

UHY Tax ニュースレター / 2018年1月

改正の概要

事業承継税制は、10年間の特例措置として拡充された。中小企業で後継者問題に悩んでいたオーナーにとっては、今回の改正を十分理解することが事業の継続につき重要である。

改正のポイントは以下の通りである。

1. 納税猶予の対象株式数の制限が撤廃された。以前は、発行済議決権株式総数の2/3に達するまでだったが、全株でも納税猶予対象株式として扱われる。
2. 相続においても対象株式に係る相続税の全額が猶予される。以前は、相続の場合、納税猶予対象株式総額の80%であった。
3. 雇用確保要件が大幅緩和された。すなわち、経営承継期間内の一定の基準日における雇用の平均が贈与時又は相続時の雇用の80%を下回ったとしても、当該要件を満たせない理由を記載した書面を都道府県に提出すれば納税猶予は認められる。
4. 適用対象者の拡大により、承継パターンに自由度を持たせた。すなわち、後継者の要件が緩和された結果、後継者一人のみの承継要件から、代表権を有する最大3名の承継も適用可能となった。
5. 一定の要件を満たす納税猶予対象株式の譲渡、合併、解散等については納付額の減免措置がある。つまり、一定の要件を満たしたとき、株式の譲渡、合併の対価の額又

は解散の時ににおける相続税評価額を基に納税金額を再計算し、当該納付金額が当初の納付猶予税額を下回るときは、差額を免除される。

6. 特定後継者が贈与者の推定相続人以外の者であっても相続時精算課税制度の適用が可能となる。

具体的事例

先代経営者が亡くなり、2人の子供が相続する場合

- 先代経営者（被相続人）の残した財産
 - ・自社株式：7億円
 - ・その他財産：3億円 合計10億円
- 法定相続人：子供2人（後継者A、非後継者B）
- 後継者A：自社株式7億円を相続
非後継者B：その他財産3億円を相続
- 自社株式7億円は、総発行済議決権株式総数の2/3部分であり、残り1/3部分は外部株主が保有しているものとする。

*注1

納税猶予が認められるのは、相続・贈与前から後継者がすでに保有していた議決権株式等を含め、発行済議決権株式総数の2/3に達する部分までに限ります。

① 事業承継税制を適用しなかった場合

- 相続税の課税価格：10 億円

(自社株式 7 億円+その他の財産 3 億円)

- 相続税遺産総額：9 億 5,800 万円

(相続税の課税価格 10 億円-基礎控除額 4,200 万円)

- 相続税の総額：3 億 9,500 万円

((法定相続分による取得価額4億7,900万円×50%-4,200万円)×2人)

- 後継者 A が納付する相続税額：2 億 7,650 万円

(3 億 9,500 万円×7 億円/10 億円)

② 事業承継税制を適用した場合

(平成 29 年 4 月 1 日現在の法令による)

- 相続税の課税価格：4 億 4,000 万円

(自社株式 7 億円(1-0.8)事業承継税制+その他の財産 3 億円)

- 相続税遺産総額：3 億 9,800 万円

(相続税の課税価格 4 億 4,000 万円-基礎控除額 4,200 万円)

- 相続税の総額：1 億 2,520 万円

((法定相続分による取得価額1億9,900万円×40%-1,700万円)×2人)

- 後継者 A が納付する相続税額：約 3,983 万円

(1 億 2,520 万円×1 億 4,000 万円/4 億 4,000 万円)

上記のように、後継者 A について約 2 億 4,000 万円の納税が猶予される。

③ 事業承継税制を適用した場合 (平成 30 年税制改正後)

- 相続税の課税価格：3 億円

(自社株式 7 億円(1-1)*注 2 事業承継税制+その他の財産 3 億円)

- 相続税遺産総額：2 億 5,800 万円

(相続税の課税価格 3 億円-基礎控除額 4,200 万円)

- 相続税の総額：6,920 万円

((法定相続分による取得価額1億2,900万円×40%-1,700万円)×2人)

- 後継者 A が納付する相続税額：0 円

(6,920 万円×0 円/3 億円)

*注 2

相続・贈与前から後継者がすでに保有していた議決権株式等を含め、発行済議決権株式総数の 2/3 に達する部分までだった納税猶予対象株式が、平成 30 年度税制改正後は、発行済議決権株式全株が対象となります。

上記のように、後継者 A について 2 億 7,650 万円全額の納税が猶予される。

その他財産 3 億円を相続した非後継者 B は、相続税 6,920 万円を納税する。

納税猶予から免除へ

さらなる後世代へ事業承継をつなげることで、相続税、贈与税は納税「猶予」から「免除」になっていく。

以下の場合には、猶予された相続税又は贈与税の一部又は全部が免除される。

- 都道府県知事の認定から 5 年経過後に次の後継者へ贈与した場合
- 都道府県知事の認定から 5 年経過後に会社が倒産した場合
- 後継者 (贈与税の納税猶予の場合は、後継者や先代経営者) が死亡した場合、など

実務上の注意事項

特例制度を適用するに当たり、平成 35 年 3 月 31 日までに特別承継計画を都道府県に提出する必要がある。

ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



コンタクト

UHY 税理士法人

富田 直也 - パートナー

Email: tomita.tax@uhy-tokyo.or.jp

〒107-0052 東京都港区赤坂 7-3-37 プラース・カナダ 3F

Tel: +81 3 5410 1393 / Fax: +81 50 3156 3592

Website: <http://www.uhy-tokyo.or.jp/uhy-tax>

